3　次の各号に掲げる資産は、当該各号に定めるものに属するものとする。

一　次に掲げる資産　流動資産

［イ～ト　略］

［号の細分を削る。］

チ　［略］

［二・三　略］

四　次に掲げる資産　投資その他の資産

［イ・ロ　略］

ハ　繰延税金資産

［ニ・ホ　略］

五　［略］

（繰延税金資産等の表示）

第十七条　繰延税金資産の金額及び繰延税金負債の金額については、その差額のみを繰延税金資産又は繰延税金負債として固定資産又は固定負債に表示しなければならない。

（負債の部の区分）

第十九条　［略］

2　次の各号に掲げる負債は、当該各号に定めるものに属するものとする。

一　次に掲げる負債　流動負債

［イ～ホ　略］

［号の細分を削る。］

ヘ　［略］

ト　［略］

二　次に掲げる負債　固定負債

［イ・ロ　略］

ハ　繰延税金負債

3　［同上］

一　［同上］

［イ～ト　同上］

チ　次に掲げる繰延税金資産

(1)　流動資産に属する資産又は流動負債に関連する繰延税金資産

(2)　特定の資産又は負債に関連しない繰延税金資産であって、一年内に取り崩されると認められるもの

リ　［同上］

［二・三　同上］

四　［同上］

［イ・ロ　同上］

ハ　次に掲げる繰延税金資産

(1)　有形固定資産、無形固定資産若しくは投資その他の資産に属する資産又は固定負債に属する負債に関連する繰延税金資産

(2)　特定の資産又は負債に関連しない繰延税金資産であって、一年内に取り崩されると認められないもの

［ニ・ホ　同上］

五　［同上］

（繰延税金資産等の表示）

第十七条　流動資産に属する繰延税金資産の金額及び流動負債に属する繰延税金負債の金額については、その差額のみを繰延税金資産又は繰延税金負債として流動資産又は流動負債に表示しなければならない。

2　固定資産に属する繰延税金資産の金額及び固定負債に属する繰延税金負債の金額については、その差額のみを繰延税金資産又は繰延税金負債として固定資産又は固定負債に表示しなければならない。

（負債の部の区分）

第十九条　［同上］

2　［同上］

一　［同上］

［イ～ホ　同上］

ヘ　次に掲げる繰延税金負債

(1)　流動資産に属する資産又は流動負債に属する負債に関連する繰延税金負債

(2)　特定の資産又は負債に関連しない繰延税金負債であって、一年内に取り崩されると認められるもの

ト　［同上］

チ　［同上］

二　［同上］

［イ・ロ　同上］

ハ　次に掲げる繰延税金負債

(1)　有形固定資産、無形固定資産若しくは投資その他の資産に属する資産又は固定負債に属する負債に関連する繰延税金負債